

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
常磐建設株式会社	茨城県龍ヶ崎市 2 9 5 7	0 2 - 0 0 0 3 8 5
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7 - 3 - 7	0 1 - 0 0 3 2 2 6

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可, 「2 -」は茨城県知事許可, 「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 9 月 26 日～令和 4 年 10 月 9 日（2 週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

上記 2 業者は、竜ヶ崎工事事務所発注の主要地方道取手東線バイパス整備に伴う道路改良舗装工事において、令和 4 年 8 月 7 日、誘導員を配置せず作業員を建設機械の作業範囲内に立ち入らせるなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号ウに該当するため。

〈指名停止等措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア、イ（略） ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ（略）	2 週間以上 1 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）